

旧

運営細則

(会員種別)

会則第4条の会員について、次のように定める。

- (1) 第一種会員とは、診療所の開設者、又は経営者、法人診療所にあつては、代表者、および従たる診療所の長をいう。
 - (2) 第二種会員とは、第一種会員、終身会員、名誉会員以外の者をいう。
 - (3) 終身会員とは、本会会員として35年以上経過し、満75歳以上の者をいう。
2. 前項によって第一種会員が終身会員となった場合は前項の規定にかかわらず、当該診療所に所属する第二種会員のうち、1名を第一種会員とする。当該会員がいない場合はこの限りではない。
3. 第1項、第2項にあてはまらない特別な場合は役員会で協議決定する。

(校友会本部取扱い会員資格継続の特例)

第2条 日本歯科大学校友会運営細則第3条第1項の規定に基づき、次の各号の該当者にして本人より申し出のあったものについては校友会本部取扱いの会員とする。

- 一. 一般的な病院、診療所に勤務する者(いわゆる勤務医)
- 二. 母校以外の教育機関に勤務、あるいは所属している者
- 三. 保健衛生関係の行政機関に勤務している者
- 四. 歯科医業に従事していない者(いわゆる主婦専業者など)

2. 前項特例該当者にかかわる手続きは、該当者の居住地または就業地の支部より本会を経由して規定の様式にて行う。この場合、前項二号及び三号の者は校内校友会を経由して行ってもよい。ただし、いずれの場合も納入すべき年会費等は校友会本部にかかわる費用のみとし、身分は校友会本部取扱いの会員とする。

(特例の身分変更)

第3条 特例により、校友会本部取扱いの会員となっていた者が、第2条各号の事由に該当しなくなった場合は、すみやかに支部を経由して本会に入会手続きを行い身分変更をしなければならない。

(旧卒業者の入会)

第4条 旧卒業者にして本会に未加入であった者が新たに入会を希望するときは、所定の入会申込書を居住地または就業地の支部を経由して本会に提出し、理事会の承認を経て、入会金、会費及び負担金を納入する。

(再入会取扱)

第5条 再入会を希望する者は、所定の再入会申込書(入会申込書に再入会と明記する)を居住地または就業地の支部を経由して本会に提出し、理事会の承認を経て、入会金、会費及び負担金を納入する。

(特例の準用)

第6条 第4条及び第5条の入会または再入会を希望する者のうち、校友会本部取扱いの会員として会員資格継続の特例を受け入会または再入会を希望する者の場合は、第1条の規定に準じて手続き

新

東京都日本歯科大学校友会会員規則(案)

(趣旨)

第1条 この規則は、会則第6条第2項の規定に基づき、これを定める。

(正会員の種別)

第2条 会則第6条第1項の規定の会員のうち、正会員について、次のように定める。

- (1) 第一種会員とは、診療所の開設者、又は経営者、法人診療所にあつては、代表者および従たる診療所の長をいう。
- (2) 第二種会員とは、第一種会員、終身会員、名誉会員以外の者をいう。
- (3) 終身会員とは、本会会員として35年以上経過し、満75歳以上の者をいう。
- (4) 名誉会員とは、本会における功労者にして、総会にて推薦された者をいう。

2 前項によって第一種会員が終身会員となった場合は、前項の規定にかかわらず、当該診療所に所属する第二種会員のうち、1名を第一種会員とする。ただし、当該診療所に所属する第二種会員がいない場合はこの限りではない。

3 第1項、第2項にあてはまらない特別な場合は役員会で決議する。

(賛助会員)

第3条 会則第6条第1項の規定の会員のうち、賛助会員とは、本会の目的に賛同し、本会を賛助する個人または団体である。

2 賛助会員については、別に規則を定める。

(会費滞納正会員に対する措置)

第4条 会費滞納正会員に対する措置は、次のように定める。

- (1) 会費を1年間滞納した正会員に対して、広報誌等の送付を中止することができる。
- (2) 2年間会費を滞納したときは退会したものとみなす。

(正会員資格復活)

第5条 会則第8条第1項5号の規定により退会した者が、退会日から6ヵ月以内に申し出をすれば、役員会の決議を経て、引続き正会員としてその資格を認めることができる。ただし、未納の会費があるときはその全額を納入しなければならない。

2 会則第9条の規定により退会したものとみなされた者が、退会日から6ヵ月以内にその滞納会費と退会日以後の会費を全額納入したときは、役員会の決議を経て、引続き正会員としてその資格を認めることができる。

(正会員再入会)

第6条 正会員であった者が、退会日から6ヵ月を経過した後に本会への再入会を希望する場合は、入会金、会費を添えて所要事項を記入した所定の再入会申込書(入会申込書に再入会と明記する)を居住地若しくは就業地の支部を経由して本会に提出し、役員会の決議を経て、正会員としての資格を認めることができる。

2 再入会は原則として1回限りとする。

(反社会的勢力との一切の関係遮断)

第7条 正会員は、社会的秩序に悪影響を与える個人、団体等の反社会的勢力とは一切関係を持たないものとする。

(個人情報保護)

第8条 本会は本会が保有する正会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、次

を行う。

（会員の身分変更）

第7条 第2条の規定に該当する本会会員が校友会本部取扱いの会員に身分変更を希望する場合は、支部を経由して本会にその旨を申し出て、理事会の承認を経なければならない。

（役員）

第8条 役員の任期は選任後2年以内に終了する。会計年度のうち、最終のものに関する定時総会終結時までとする。

（会議）

第9条 校友会会則第18条の総会は定時総会とし、会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。

附則 この運営細則は昭和62年6月1日より施行する。

附則 この運営細則は平成8年6月1日より施行する。

附則 この運営細則は平成27年6月1日より施行する。

附則 この運営細則は平成28年4月1日より施行する。

の各号の場合を除き、個人情報第三者に提供しないものとする。

（1）情報開示や第三者への提供について、該当する正会員の同意がある場合

（2）裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合

（3）正会員の行為が本会の権利、財産等に損害を及ぼす可能性があり、それらを保護するために必要と認められる場合

（4）正会員の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要で、正会員の同意を得ることが難しい場合

（この規則の変更又は廃止）

第9条 この規則を変更し、又は廃止しようとするときは、役員会の決議を経なければならない。

附 則

この運営細則は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この運営細則は、平成8年6月1日から施行する。

附 則

この運営細則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この運営細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この運営細則は、令和5年6月1日から施行する。